

答 申

平成21年 3月17日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会  
会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の  
適用が除外される場合について（答申）

平成20年9月3日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

『災害時要援護者対策のため、「特定疾患治療研究事業」にかかる治療費受給者の個人情報

を市町村に提供するとき』は個人情報保護条例第8条第1項第7号に該当するものとは認められません。同項本文に基づき、適正に提供してください。

〔 特定疾患治療研究事業に係る治療費受給者の受給者証の更新が1年に1回の頻度で行われることを勧案すると、受給者本人の同意をとって、市町村に提供すべきものとする。 〕

なお、県が検討していた「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」（以下「防災条例」という。）は、当初、『「特定疾患治療研究事業」にかかる治療費受給者（以下「難病患者」という。）を含む災害時要援護者の個人情報を、市町村及び自主防災組織の代表者等から請求があったときは、必要な範囲で提供することができる』としており、仮に、同条例が制定されれば、難病患者の情報等県が保有する災害時要援護者の個人情報について、個人情報保護条例第8条第2項による本審議会の諮問・答申を得ることなく、市町村及び自治会等へ提供が可能になっていた。

この条項については、防災条例案から削除されたため、現時点では問題ないが、今後、同条例等で同様の条項を規定するかどうか等問題となった場合の参考として、以下のとおり意見を付すこととする。

1 個人情報の受け皿となる自治会等自主防災組織（以下「自治会等」という。）が、災害時に要援護者の救難救助に有効に機能するようにしたいということは理解できるが、現状では、「（住民みんなが危機意識を持って、）こういう要援護者名簿が必要なのだ」、「自治会等なら安心だから自分の情報が行っても大丈夫だ」というような意識形成が全県的に十分にできているとはいえない。

こうした中で個人情報を自治会等に提供した場合、防災条例上、守秘義務を課しても、事実上、数年で自治会内に個人情報が広く知れ渡る可能性は高く、また、一旦外部に出た情報は取り返しのつかないものである。

災害時要援護者対策における個人情報の提供は、事前に、十分に、住民の災害時の救助意識や個人情報保護意識を高める等の土壌作りをした上で進められるべきものである。

したがって、当該個人情報の提供は、条件の整った部分（地域）から試行し、検証しながら進める等慎重かつ段階的に進めるべきであり、災害がいつ起こるかわからないことを理由に、拙速に進めるべきではない。

2 県民の中には、本人同意のない限り、個人情報を平常時から自治会等に提供すべきでないと考える人も少なからず存在する。こうした個人の意思は十分に尊重されるべきものであり、本来、本人同意無く行政が一方的に個人情報を提供すべきものではない。

例えば、難病患者である事実は、一般的に考えて、高齢者である事実と比較して、他人に知られることに強い抵抗感のあるものであり、また、偏見の対象となる可能性があり、個人の権利利益の侵害の原因となりうる情報である。

平常時においても、こうした個人情報が、自治会等に提供されるのであれば、あえて行政に対し各種扶助の申請を行わない者が出てくる懸念もある。

このため、防災条例に規定する個人情報の取扱いについては、パブリックコメントを求めるだけでなく、実際に権利利益を侵害されるおそれのあるこれらの者の意見を聞く必要があると考える。

3 1、2を勘案すると、平常時においては、要援護者の個人情報については、情報の内容（知られることにより個人の権利利益侵害の原因とならないかどうか等）及び防災対策への関心や個人情報保護への意識等地域の実情に応じて、どのレベルの情報（例：住所、氏名、生年（月日）、要援護者である事実、難病患者である事実、難病の重症度）をどの範囲（例：市町村、民生委員、自治会等）に提供するか、また、本当に要援護者から同意を得る必要がないか（同意を得ることが困難か）どうか、が十分に検証・検討された上で、本人の意思に十分配慮して、提供されるべきである。

4 県の保有する個人情報の取扱いを定めた一般規定である個人情報保護条例の第8条第1項第3号では、災害（緊急）時等を想定して、要援護者の権利利益の保護の観点から「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に限って個人情報を目的外提供できるとしている。

県が検討していた防災条例案の「災害（緊急）時に対応するためには平時から自治会等への要援護者の個人情報の提供が必要」という考え方を否定するものではないが、個人の権利利益に十分配慮された個人情報のあり方を検証・検討された上で、提供が実施されない限り、個人情報保護条例の趣旨を逸脱するものだと考える。

従って、県が保有している難病患者等の個人情報については、上記 1～3 を踏まえた提供がなされない限り、個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号に則り本人同意を得る、あるいは、同第 7 号及び同第 2 項に則り、審議会の意見を聞いて提供されるべきものであると考える。